

## 次第 2

### 各専門分科会の活動報告



## 民生委員審査専門分科会 2019年度（令和元年度）の開催状況・議事概要について

本分科会では、民生児童委員候補者・主任児童委員候補者の適否の審査に関する事項の調査審議を行っています。今年度は3年に1度の一斉改選を行う年度であり、令和元年12月1日の一斉改選に向けて臨時分科会を開催するなど、丁寧な対応を図りました。

### 1 第1回分科会

#### (1) 日時等

令和元年6月25日(火)10:00～10:30 市役所804会議室 委員9名全員出席

#### (2) 内容等

- ・欠員補充に係る委員候補者の適否の審査

→令和元年8月1日委嘱予定の候補者4名（望海地区2名、高丘地区1名、二見地区1名）を適任として、国に推薦することに決定。

### 2 第2回分科会

#### (1) 日時等

令和元年7月23日(火)10:00～11:00 市役所804会議室 委員8名出席

#### (2) 内容等

- ・民生児童委員の一斉改選に伴う委員候補者の適否の審査

→令和元年12月1日委嘱予定の委員候補者398名を適任として、国に推薦することに決定。

### 3 臨時分科会

#### (1) 日時等

令和元年9月18日(水)10:00～10:15 市役所804会議室 委員7名出席

#### (2) 内容等

- ・民生児童委員の一斉改選に伴う委員候補者の適否の審査

→令和元年12月1日委嘱予定の委員候補者追加分2名（野々池地区1名、大久保地区1名）を適任として、国に推薦することに決定。

### 4 第3回分科会（予定）

#### (1) 日時等

令和2年2月27日(木)10:00～ 市役所806B会議室

#### (2) 内容等

- ・欠員補充に係る委員候補者の適否の審査

→令和2年4月1日委嘱予定の候補者5名（錦城地区1名、野々池地区2名、大久保地区1名、魚住東地区1名）の審査を予定。

## 5 定数の見直しと委嘱状況について

今回の一斉改選にあたり、本市では、中核市移行を機に民生児童委員に関する権限が移譲されたことを受け、新たな取組として、地域における安定的な活動を維持するための一環として「特別定年制」を導入するとともに、各地区からの意見等を踏まえて委員定数の見直しを行いました。

### <特別定年制の導入>

#### (1) 区域担当民生児童委員

新任、再任ともに、原則として75歳未満の者を選任することになっていましたが、今回の改選から、再任の場合に限り、ご本人の意思や地域からの推薦がある方について、1期（3年）延長できるように見直しました。

特別定年制を適用した委員：22名

#### (2) 主任児童委員

新任の場合は原則として55歳未満の者を、再任の場合は65歳未満の者を選任することになっていましたが、今回の改選から、再任の場合に限り、ご本人の意思や地域からの推薦がある方について、1期（3年）延長できるように見直しました。

特別定年制を適用した委員：1名

### <定数の見直し内容>

#### (1) 区域担当民生児童委員

定数：375名から382名に増員（7名増員）

#### (2) 主任児童委員

定数：24名から29名に増員（5名増員）

### <委嘱の状況（令和元年12月1日現在）>

#### (1) 区域担当民生児童委員

委嘱数：368名 欠員：14名 ※R2.4.1委嘱予定5名

#### (2) 主任児童委員

委嘱数：29名 欠員：0名

## 障害者福祉専門分科会 審査部会 2019年度（令和元年度）の開催状況・議事概要について

障害者福祉専門分科会は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議することとされており、同分科会に設置された審査部会で医師である委員・臨時委員が、身体障害者手帳交付のための障害程度の審査と身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関する意見付与を行っています。

2019年度（令和元年度）の障害者福祉専門分科会の開催状況は次の通りです。

### [第1回審査部会]

開催期間：2019年（令和元年）5月8日～5月21日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・10件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・0件

（障害部位別内訳）

聴覚・平衡機能障害1件、肢体不自由7件、呼吸器機能障害2件、

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・8件

### [第2回審査部会]

開催期間：2019年（令和元年）7月2日～7月16日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・15件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・4件

（障害部位別内訳）

音声・言語・そしゃく機能障害1件、肢体不自由12件、

呼吸器機能障害1件、小腸機能障害1件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・10件

### [第3回審査部会]

開催期間：2019年（令和元年）9月4日～9月17日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・14件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・2件

（障害部位別内訳）

肢体不自由10件、心臓機能障害1件、呼吸器機能障害1件、

ぼうこう又は直腸機能障害2件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・4件

[第4回審査部会]

開催期間：2019年（令和元年）11月5日～11月19日

審査件数：

- ①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・12件  
うち審査の結果非該当と認めたもの・・・1件

（障害部位別内訳）

聴覚・平衡機能障害1件、肢体不自由8件、心臓機能障害1件、  
呼吸器機能障害2件

- ②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・0件

[第5回審査部会]

開催期間：2020年（令和2年）1月6日～1月28日

審査件数：

- ①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・7件  
うち審査の結果非該当と認めたもの・・・0件

（障害部位別内訳）

肢体不自由5件、呼吸器機能障害2件

- ②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・1件

[第6回審査部会]

2020年（令和2年）3月頃開催予定

以上

## 児童福祉専門分科会 2019年度(令和元年度)の開催状況・議事概要について

今年度の児童福祉専門分科会の開催状況について、下記のとおり報告いたします。

### ○第1回

日時：2019年(令和元年)7月8日(月) 16時30分～17時25分

場所：明石市役所 大会議室

内容：第2期明石市子ども・子育て支援事業計画の策定について  
第1期計画の説明、ニーズ調査内容、結果報告

### ○第2回

日時：2019年(令和元年)8月26日(月) 13時30分～14時18分

場所：明石市役所 第3委員会室

内容：第2期明石市子ども・子育て支援事業計画の策定について  
第1期計画の評価、第2期計画の課題整理

### ○第3回

日時：2019年(令和元年)10月18日(金) 13時30分～14時53分

場所：明石市役所 第3委員会室

内容：第2期明石市子ども・子育て支援事業計画の策定について  
第2期計画の基本的な考え方(骨子)の説明  
(報告事項) 明石市社会的養育推進計画の策定について

### ○第4回

日時：2019年(令和元年)12月23日(月) 14時～15時7分

場所：明石市役所 第3委員会室

内容：第2期明石市子ども・子育て支援事業計画の策定について  
量の見込みと確保策及び第2期計画全編(案)の説明

### ○第5回

日時：2020年(令和2年)2月14日(金)14時～

場所：明石市役所 第2委員会室

内容：第2期明石市子ども・子育て支援事業計画の策定について  
パブリックコメント結果報告、第2期計画の修正案報告

**児童福祉専門分科会 保育所等認可部会**  
**2019年度（令和元年度）の開催状況・議事概要について**

令和元年度中に開催しました保育所等認可部会につきましては、下記のとおりです。

**1 保育所等認可部会 開催実績**

開催回	開催年月日等	開催内容
第1回	R元.7.8(月) 18:00～ 第2委員会室	※同日に開催された児童福祉専門分科会の後に引き続き開催 1 保育所等の認可にかかる意見徴収 ・小規模保育事業所（新設） 1件
第2回	R元.8.17（土） 9:30～ 313会議室	1 保育所等の認可にかかる意見徴収 ・幼保連携型認定こども園（新設） 1件 ・小規模保育事業所（新設） 2件 ・認可保育所から幼保連携型認定こども園への移行 1件 ・認可外保育施設から認可保育所への移行 1件
第3回	R元.9.15（日） 9:45～ 313会議室	1 保育所等の認可にかかる意見聴取 ・認可保育所から幼保連携型認定こども園への移行 2件 ・認可保育所から保育所型認定こども園への移行 1件
第4回	R元.11.22(金) 13:15～ 313会議室	1 保育所等の認可にかかる意見聴取 ・小規模保育事業所（新設） 7件

**2 保育施設別の意見聴取件数**

・認可保育所（新設）	0園
・認可保育所（認可外保育施設から移行）	1園（R2.4.1開園）
・幼保連携型認定こども園（新設）	1園（R2.4.1開園）
・幼保連携型認定こども園（認可保育所から移行）	3園（R2.4.1開園）
・保育所型認定こども園（認可保育所から移行）	1園（R2.4.1開園）
・小規模保育事業所（新設）	10園（うち、R2.4.1開園予定は7園）
合計	16園



**児童福祉専門分科会 社会的養護部会**  
**2019年度（令和元年度）の開催状況・議事概要について**

児童福祉専門分科会 社会的養護部会の開催状況について、報告いたします。

○第1回

日時：令和元年7月8日（月）15時30分～17時15分

場所：明石市役所 第3委員会室

内容：(1) 報告事項

- ① 明石こどもセンターについて
- ② 社会的養護部会の調査・審議事項
- ③ 里親推進の取組みについて
- ④ 質疑応答
- ⑤ 社会的養護部会の開催スケジュールについて

(2) 審議事項

- ① 児童福祉法28条の申し立てについて

○第2回

日時：令和元年8月26日（月）15時00分～17時00分

場所：明石市役所 第4委員会室

内容：(1) 審議事項

- ① 里親の認定について（4件）

(2) 報告事項

- ① 明石市社会的養育推進計画の進捗状況について

○第3回

日時：令和元年11月26日（火）14時00分～16時00分

場所：明石こどもセンター会議室

内容：(1) 審議事項

- ① 明石市社会的養育推進計画について

(2) 報告事項

- ① 措置児童等への対応について

○第4回

日時：令和元年12月23日（月）15時15分～16時10分

場所：明石市役所 第4委員会室

内容：(1) 審議事項

- ① 里親の認定について（1件）

以上

## 次 第 3

### 明石市の福祉・こども関係重点施策の説明



## （仮称）あかしインクルーシブ条例の検討状況について

見出しの条例の制定に向けた検討については、これまで条例検討会を開催し、また当事者参画の観点から、多くの障害当事者等に意見を聴きながら進めてきました。この間、条例の理念と全体像については、一定の整理ができたところです。

一方で、検討過程において浮き彫りになった様々な個別課題を解消する取組につながる効果をもたらす条例にしていくためには、さらなる調整や検討を要することが明らかになってきました。

条例検討会においても、「単なる理念条例ではなく、具体性と実効性を伴う条例にするべき」との意見を多数いただいております。市としても、もう少し時間をかけて具体的な施策に結びつく、実効性のある条例を制定することが望ましいと考えています。

そこで、検討期間を延長し、各分野における市の取組方針等を含む総合的な条例の制定に向けて、さらに検討を続けることにつき報告します。

### 1. 条例検討期間の延長

これまで2020年4月施行に向けた検討を進めてきた本条例について、検討期間を1年間延長します。なお、その間インクルーシブ社会の実現に向けて必要な取組の検討・実施に向けた取組を行います。

### 2. さらに議論を深める点

- (1) 障害者の就労支援と障害者雇用の促進
- (2) 未就学児童を含むインクルーシブ教育の促進
- (3) 災害時の要配慮者支援と地域コミュニティにおける防災の取組
- (4) 関係機関の連携強化による総合相談・支援体制のさらなる充実
- (5) 誰もが外出しやすい面的バリアフリーの促進

### 3. 今後の取組予定

2020年

- ・第7回（最終）検討会（7月予定）
- ・9月議会にて条例素案について報告予定
- ・パブリックコメントの実施（10月）
- ・12月議会にて条例議案を提案予定

2021年

- ・条例施行予定（4月1日）

《参考》これまでの条例検討の取組

(1) 条例検討会の設置及び開催

市民と行政が一体となって検討を進めるため、障害当事者や支援者、学識経験者、民間事業者等、様々な立場の方々に参加いただく検討会を設置しました。これまで6回の検討会を開催しています。

(2) 障害当事者等の実質的な参加

当事者団体・支援者団体へのヒアリングを実施することにより、検討会以外でも広く意見を聴取する機会を確保するなど、障害当事者等の参加が形式的なものにならないよう努めています。

## 第4次地域福祉計画の策定について

本市では、第3次地域福祉計画（計画期間：2016年度～2020年度）に基づき、「誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられることができる地域づくり」を進めています。2020年度が現計画の最終年度となることから、2021年度からの福祉施策の方向性等を示す第4次地域福祉計画の策定に取り組んでいきます。

### 1 計画の位置付け・期間

#### （1）計画の位置付け

##### ① 法令の根拠

社会福祉法第107条 2018年4月の改正により、福祉分野の上位計画として位置付けることが求められている。

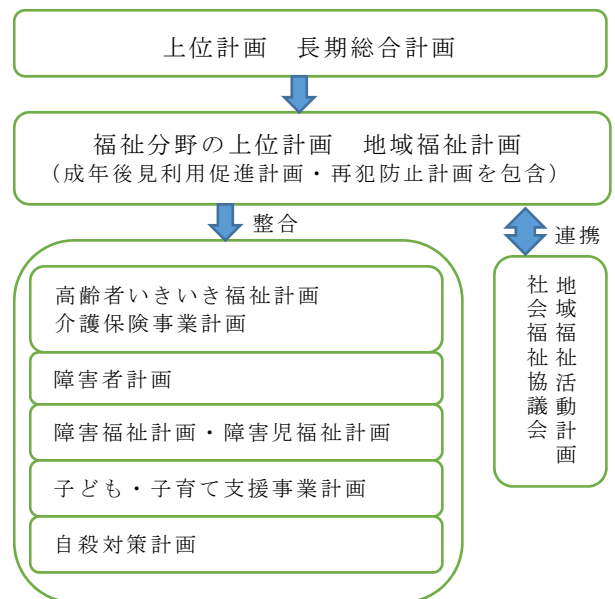
##### ② 関連計画との関係

- ・明石市長期総合計画の基本理念を受け、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進する計画。
- ・「高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画」「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「自殺対策計画」等、関連する計画に共通する事項を盛り込むことで、福祉分野の上位計画として位置付ける。
- ・「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」「地方再犯防止推進計画」を包含する。

##### ③ 明石市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体的な策定を行う。

#### （2）計画期間 2021年度から2025年度までの5年間

国の策定ガイドラインに準拠。なお、社会動向の変化や計画の進捗状況に対応して、計画の見直しを行う。



### 2 計画策定の基本姿勢

- （1）本市が進めてきた「やさしいまちづくり」の指針となる「（仮称）あかしインクルーシブ条例」の制定に向けた検討を踏まえた計画
- （2）第1次～第3次地域福祉計画を踏まえた本市の実情に応じた計画
- （3）国から示された「地域福祉計画の策定ガイドライン」等を踏まえ策定
- （4）次期長期総合計画に沿うとともに、他の関連計画との整合を図り策定
- （5）市民や関係団体等からの意見を踏まえて策定

### 3 計画策定の体制

#### （1）計画策定組織について

役割：国のガイドラインでは、計画の進捗状況、重点施策の推進に有効な手法、次期計画の方針及び計画案等に関する事項に関し、調査審議を行い、市長に提言することと示されている。

対応：中核市移行に伴い設置された「明石市社会福祉審議会」において、市が作成する素案に対する意見、提言等をいただく。

(2) 庁内体制

明石市地域福祉計画推進会議

役割：計画の総括、計画案の策定

構成：福祉局、こども局、市民生活局等課長級職員、社協職員

(3) 事務局

役割：市民・地域ニーズの収集、関係機関との調整等

構成：福祉局地域共生社会室地域福祉担当

#### 4 計画に盛り込むべき事項

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(福祉以外の分野との連携、ひきこもり・サービス利用拒否者への対応、自殺対策と一体的に実施する事項、判断能力不十分者への権利擁護支援、罪を犯した人の社会復帰支援等)

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

(成年後見人制度等適切なサービス利用を支援する仕組み等の整理、避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援等)

(3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備等)

(4) 包括的な支援体制の整備に関する事項

(多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等) ほか

#### 5 スケジュール

年	月	策定に係る会議	意見聴取等
令和2年	2月	社会福祉審議会 ・次期計画の策定について	
	3月	地域福祉計画推進会議 (庁内調整)	
	4月		ワークショップ
	5月	社会福祉審議会 ・意見聴取について ・計画の構成、骨子等について	ワークショップ
	6月		ワークショップ
	7月	地域福祉計画推進会議 (庁内調整)	ボランティア・関係団体ヒアリング
	8月		ボランティア・関係団体ヒアリング
	9月		
	10月	社会福祉審議会 ・計画素案について	
	11月	地域福祉計画推進会議 (庁内調整)	
	12月		パブリックコメント募集
令和3年	1月		
	2月	社会福祉審議会 ・計画最終案について	
	3月		

## 2019年度 あかし保健所の重点的取り組みについて

### 1 （仮称）あかしユニバーサル歯科診療所の整備状況について 【保健総務課】

総合福祉センター内において運営している明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所について、市民病院の敷地内に移転し「（仮称）あかしユニバーサル歯科診療所」として新たに開設するための整備を進めています。

#### 1) 開所予定

2020年（令和2年）6月

#### 2) 運営面の特色

- ① 常勤医を配置（2名）
- ② 障害者等歯科の診療日時を拡充、休日歯科と合わせ365日診療へ
- ③ 診療台を増設（3台→4台）、全身麻酔室（診療台1台）も配備
- ④ 隣接する市民病院との医科歯科連携を推進
- ⑤ 施設や在宅患者等への訪問歯科診療を充実
- ⑥ 歯科従事者に対する障害者治療の技術向上や障害者理解を深める研修の実施 等

#### 3) 目指す方向性

- ① これまでの診療機能をより充実し、障害者や有病高齢者など一般歯科では診療が難しい患者や、休日で応急対応を要する患者の診療を行います。
- ② 地域の一般開業医や歯科医師会等と連携して、誰もが安心して歯科診療を受診できる環境を当事者目線、患者目線で提供していく拠点施設として位置付け、本市の歯と口腔衛生の健康を推進します。

### 2 ひきこもり相談支援課の活動状況について 【ひきこもり相談支援課】

さまざまな事情からひきこもり状態が長期化し、高齢の親と子が社会から孤立し、複合的な課題に直面する「8050問題」が社会で大きく取り上げられるようになる中、明石市では、ひきこもり当事者及びご家族に安心してご相談いただけるよう、2019年7月1日、あかし保健所内にひきこもり相談支援課を設置しました。

#### 1) 相談件数（2019年7月1日～12月31日）

延べ件数 合計 543 件

内 訳 電話相談（361件）/メール相談（14件）/面接相談（137件）/  
訪問相談（31件）

#### 2) 市民向けセミナー（市内家族会と共催）

「ひきこもり」についての市民の理解を促進するため、ひきこもりの当事者、家族を中心とする家族会と連携を図り、2019年9月から2020年2月にかけて市民向けセミナー（全6回）を実施しました。

#### 3) 今後の課題

今後は、ひきこもりをはじめとする生きづらさを抱えたすべての人が安心して暮らせるよう市内外のひきこもり支援関係者とのネットワークを充実させるとともに、家族教室やひきこもりサポーター養成講座を実施してまいります。



## 第2期 明石市子ども・子育て支援事業計画の策定について

### 1 子ども・子育て支援事業計画について

市町村は、国が定めた「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの基本指針をもとに、5年間の計画期間における幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援の需給計画である「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するよう、子ども・子育て支援法に位置付けられています。

第1期計画が、今年度に最終年度を迎えることから、第2期計画の策定に向けて、明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において意見聴取を行っています。

### 2 計画の概要

(1) 計画期間 2020年度から2024年度の5年間

(2) 基本理念

「すべての子どもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援」

(3) 計画の構成

○第1章 計画の概要

○第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

○第3章 計画の基本的な考え方

○第4章 量の見込み及び確保方策

○第5章 計画の進行管理

○資料編

### 3 計画策定にかかるスケジュールについて

時期	会議等	内容
2019年7月8日	第1回 分科会	第1期計画の説明、ニーズ調査内容、結果報告
8月26日	第2回 分科会	第1期計画の評価、第2期計画の課題整理
10月18日	第3回 分科会	第2期計画の基本的な考え方(骨子)の説明
12月10日	文教厚生常任委員会	第2期計画策定の進捗について報告
12月23日	第4回 分科会	量の見込みと確保策及び第2期計画全編(案)の説明
2020年1月1日~31日	パブリックコメントの実施	
2月14日	第5回 分科会	パブリックコメント結果報告、第2期計画の修正案報告
3月5日	文教厚生常任委員会	第2期計画の最終報告
3月末	第2期計画策定	

## 待機児童緊急対策の状況について

本市では、平成28年度から待機児童解消に向けた緊急対策を行い、約3,700人の受入枠を確保してまいりましたが、就学前人口や保育所利用希望者の大幅な増加により、平成31年4月1日現在で412人の待機児童が発生しました。

このような状況の中、今年度は1,200人の受入枠の拡充を計画していましたが、全国的な建築資材高騰や市東部地区における保育所用地の確保の困難さなどから、整備予定数が当初計画を下回り、最終的には505人の受入枠の拡充となる見込みです。

一方、昨年11月に実施した来年度の保育施設の1次入所受付での申込者数は、約3,000人となり、昨年度から約160人減少していますが、利用年齢、保育所等の立地などの状況により、需要と供給のミスマッチが生じることなどから、令和2年4月の待機児童の解消は困難な状況が見込まれます。

このため、来年度は、都市公園を活用した保育所整備や公立幼稚園の余裕教室の活用などにより約1500人の受け入れ枠を確保し、令和3年4月の待機児童の解消を目指します。

### <令和元年度の施設整備状況について>

保育所及び認定こども園の新設等2園、小規模保育事業所10園、既存保育所定員増1園、企業主導型保育事業所、市立幼稚園の3歳児保育や預かり保育の拡充など様々な取組みにより、**あわせて505人**を拡充予定です。（下表参照）

NO	施設区分	施設名等（仮称略）	場所	保育定員等	開設（予定）
1	認定こども園新設	大久保てっぺんこども園	大久保町	105人	R2.4
2	既存施設増設	太寺こども園	太寺	45人	R2.4
3	認可保育所移行	ホザナ保育園	王子	45人	R2.4
4	小規模保育事業	ニッケッツおおくぼきた保育園	大久保町	18人	R元.9
5	小規模保育事業	錦が丘小規模園	魚住町	18人	R元.12
7	小規模保育事業	社会福祉法人ほか	8か所	148人	R2.4
8	幼稚園3歳児保育拡充	市立幼稚園	5か所	50人	R2.4
9	企業主導型保育事業	市内事業者	5か所	76人	R2.4
受け入れ枠合計				505人	

## 明石市社会的養育推進計画について

本市における今後10年間の社会的養育にかかる総合的な計画である「明石市社会的養育推進計画（以下「計画」といいます。）」の案をとりまとめましたので報告します。

### 1 計画の趣旨

本市における今後10年間の社会的養育の総合的な計画として行政、関係機関、さらには市民がこれを共有し、実施体制の整備及び養育の質の向上を着実に図っていくために策定します。

### 2 計画期間

2020年度から2029年度までの10年間

### 3 計画の概要

- (1) 明石市における社会的養育の推進の基本的考え方及び全体像
- (2) 明石市における総合的な子ども支援
- (3) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- (4) 各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み
- (5) 里親委託の推進に向けた取組
- (6) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 社会的養育推進のための施設との連携
- (8) 社会的養育自立支援の推進に向けた取組
- (9) 一時保護の在り方
- (10) 明石こどもセンターの運営

### 4 今後の予定

本年3月末に計画を策定し、公表する予定です。

## 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

この度、中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表され、日本においても指定感染症と定め対策を講じています。明石市においての対応について報告します。

### 1 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル(帰国者・接触者相談センターを兼ねる)の設置

1月24日より専用ダイヤルを設置し、医療機関や市民からの相談に対応しています。

電話番号	受付時間
078-918-5439	平日 8:55~17:40

※ 受付時間外は明石市役所代表を通じ、24時間対応(休祝日含む)

### 2 帰国者・接触者外来の設置

新型コロナウイルス感染症の疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」を市内に設置しました。受診が必要な場合は、あかし保健所が調整しますので病院名は非公表としています。

### 3 患者発生後の対応について

あかし保健所は、新型コロナウイルス患者の行動調査を行い、濃厚接触者を確定します。その後、濃厚接触者へは2週間の健康観察を行い、症状が出るようなことがあれば早急に受診につなぎます。

### 4 市民啓発等

- ・明石市ホームページで新型コロナウイルス感染症に関する最新情報を随時更新しています。
- ・市民へ正しい情報が伝わるように庁内職員に対して、Q&A等を周知しています。
- ・医療機関あて、対応等について(特に時間外対応について)周知しました。(計4報)

### 5 関連会議

#### (1) 新型コロナウイルス感染症対策連絡会議

副市長を本部長とし庁内における情報共有、対策協議しました。

#### (2) 新型コロナウイルス感染症対策調整会議

庁内関連各課(消防・教育・こども育成室など)により情報共有、対策協議しました。

#### (3) あかし保健所新型コロナウイルス感染症対策会議

保健所長を本部長とし保健所各課長により対策を協議しました。

#### (4) 新型コロナウイルス関連肺炎に対する医療体制連絡会議

医師会、市内協力医療機関、消防が集まり、新型コロナウイルス感染症の疑い患者の受診方法や検査方法、医療関係者の感染防止などの医療体制について具体策を協議しました。

社会福祉審議会資料
-----------

2020年（令和2年）2月14日
------------------

こども局こども育成室
------------

# 第2期明石市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

## 【概要版】

2020年（令和2年）3月

明石市

## 1 計画策定の趣旨

2012年（平成24年）に、子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連3法」が成立し、2015年（平成27年）から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

明石市においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子どもとその保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが安全かつ安心して健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に、第1期の明石市子ども・子育て支援事業計画を2015年（平成27年）度に策定しました。

2019年（令和元年）度に、第1期計画が期間満了となることから、本市の子ども・子育てを取り巻く現状や保護者に対するアンケート調査の結果を踏まえて、第2期明石市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

### (1) 子ども・子育て支援新制度で提供されるサービス

#### ① 子ども・子育て支援給付

施設型給付費 認定こども園、幼稚園、保育所

地域型保育給付費 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

#### ② 地域子ども・子育て支援事業

ア 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） イ 時間外保育事業（延長保育事業）

ウ 一時預かり事業 エ 病児・病後児保育事業 オ 利用者支援事業

カ 妊婦健康診査事業 キ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

ク 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業） ケ 乳児家庭全戸訪問事業

コ 養育支援訪問事業及びその他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

サ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、同法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえて策定するものです。

### (2) 計画の対象

本計画では、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭、子育てにかかわる個人や団体を対象とします。

## 3 計画期間

計画期間は、2020年（令和2年）度から2024年（令和6年）度までの5年間とします。

2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
計画策定	計画期間				
			見直し (中間年)		

## 4 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第2期計画の策定に向けて、教育・保育のサービス内容や量、子ども・子育てに対する現状や今後の意向等を把握するため、2019年（平成31年）1月、就学前児童の保護者及び小学1年生から4年生等の保護者を対象にニーズ調査を実施しました。

このニーズ調査の結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

### (1) 子育て家庭を支える地域づくり

ニーズ調査において、就学前児童、小学生の保護者は、子どもの心に関すること、子どもの教育に関することなどに悩みを抱えると回答した方が多い結果となったことから、今後も引き続き、子どもに関するあらゆる内容について、さらに相談しやすい環境を整えるなど、妊娠期から切れ目のない子育て支援を行うことができる地域づくりを推進していく必要があります。

### (2) 保育ニーズの高まりへの対応

ニーズ調査では、母親の就労割合が5年前よりも増加しており、また、2019年（令和元年）10月1日から実施された国の幼児教育・保育の無償化などにより、保育需要の増加が予測されます。

これらの保育需要に対応するため、都市公園を活用した保育所等の整備のほか、待機児童が多い0歳児～2歳児を受け入れる小規模保育事業所の整備などにより待機児童解消に向けて取り組む必要があります。また、放課後児童クラブについても、学校の余裕教室等を活用した施設整備などにより、待機児童の発生の防止に努める必要があります。

### (3) 質の高い教育・保育を受けられる環境整備

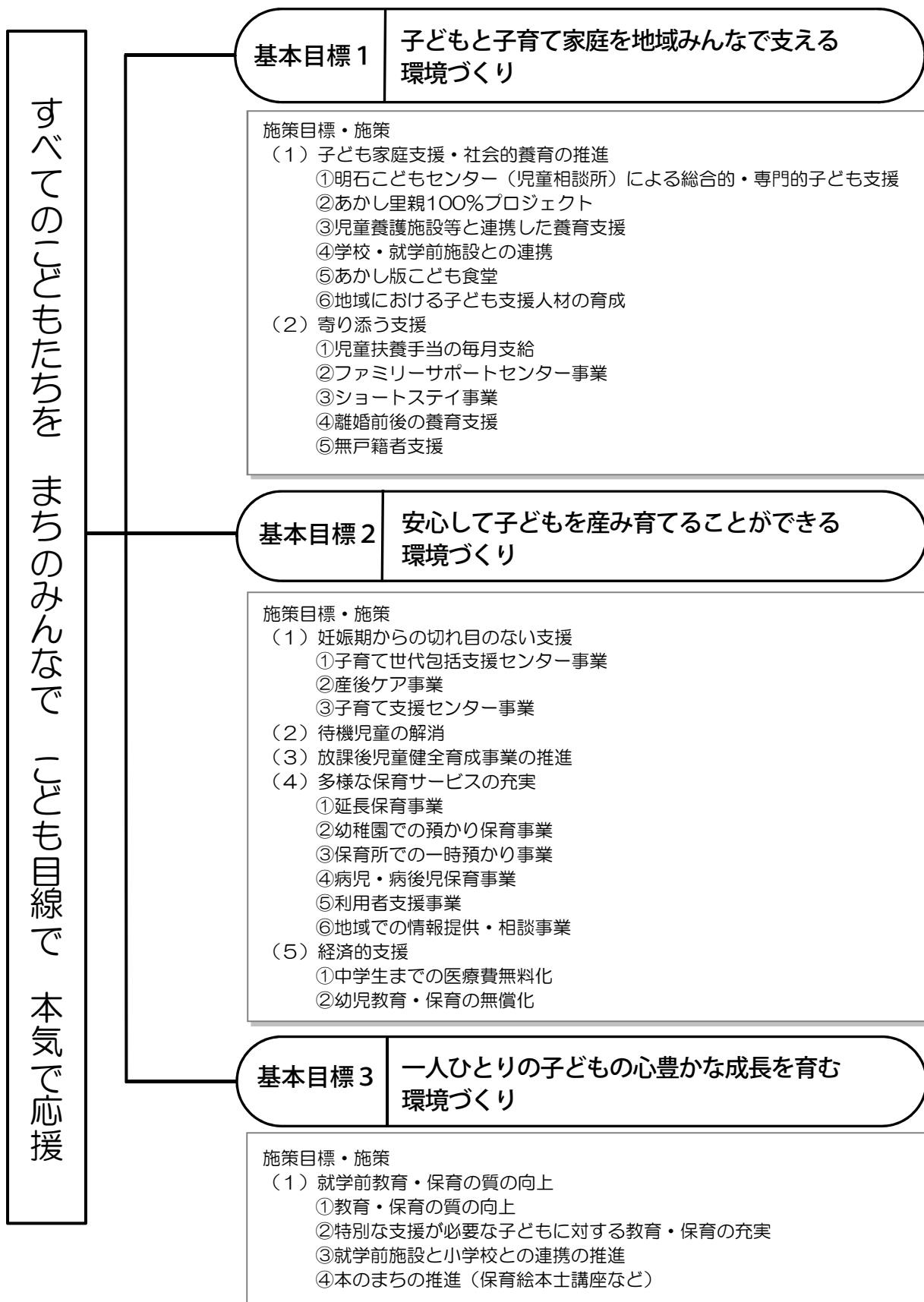
乳児から幼児期の子どもの健やかな発達のため重要となる時期に、質の高い教育・保育を受けられるよう環境整備を進める必要があります。

現在、本市では幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所など多様な施設が併存していますが、どの施設を利用してもすべての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられるよう研修等を通じて教育・保育の質を向上させる必要があります。

## 5 施策の体系図

【 基本理念 】

【 基本目標・施策目標・施策 】





## 6 基本目標・施策目標・施策

### 基本目標1

#### 子どもと子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組み作りに取り組みます。

#### (1) 子ども家庭支援・社会的養育の推進

2019年（平成31年）4月に子どもの総合支援の核となる拠点として開設した「明石こどもセンター（児童相談所）」で、子育て・障害・発達などの子どもに関するあらゆる相談について、児童福祉司等により問題解決に向けた助言を行います。また、虐待を受けているおそれがあるなど支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応により、子どもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を行うなど、様々な方策により子ども家庭支援や社会的養育を推進していきます。

#### 施策

- ① 明石こどもセンター（児童相談所）による総合的・専門的子ども支援
- ② あかし里親100%プロジェクト
- ③ 児童養護施設等と連携した養育支援
- ④ 学校・就学前施設との連携
- ⑤ あかし版こども食堂
- ⑥ 地域における子ども支援人材の育成

#### (2) 寄り添う支援

児童扶養手当を毎月支給することにより、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。育児と家庭の両立支援を推し進めるとともに、幅広い層へのファミリーサポートセンター事業の周知などを行います。

また、親の離婚により子どもが不利益を受けることがないように支援を継続するとともに、更なる支援策について検討を進めます。

#### 施策

- ① 児童扶養手当の毎月支給
- ② ファミリーサポートセンター事業
- ③ ショートステイ事業
- ④ 離婚前後の養育支援
- ⑤ 無戸籍者支援

## 基本目標2

### 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供とともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

#### ① 妊娠期からの切れ目のない支援

妊娠期から出産後にかけて、保健師等による相談支援などを通じて、切れ目のない支援体制の確保を目指します。また、子育て支援センターで、親も子どもも共に学び、成長できる場や多世代との交流の機会を一層充実します。

#### 施策

- ① 子育て世代包括支援センター事業
- ② 産後ケア事業
- ③ 子育て支援センター事業

#### ② 待機児童の解消

保育所の新設等による受入枠の拡充といった対策を継続するとともに、0歳～2歳児の受入枠は、地域型保育事業のうち、小規模保育事業を中心に施設整備を行い、3歳児となっても継続して保育・教育が受けられるよう当該施設と連携を図りながら取り組むなど、様々な方策により受入枠の拡充を実施します。

#### ③ 放課後児童健全育成事業の推進

入所希望者の増加に対応するため、学校の余裕教室や放課後の特別教室等を最大限に活用した施設の整備により、待機児童の発生の防止に努めるとともに、研修の充実等による指導員の資質向上、学校との連携、放課後子ども教室や地域との連携に取り組み、事業の一層の充実を図ります。

#### ④ 多様な保育サービスの充実

幼稚園での預かり保育について、ニーズに合わせて時間延長実施園の拡充を行うなど、利便性の向上を図るとともに、延長保育事業や病児・病後児保育事業などについても就労世帯の支援につながることから、事業の継続を図ります。

#### 施策

- ① 延長保育事業
- ② 幼稚園での預かり保育事業
- ③ 保育所での一時預かり事業
- ④ 病児・病後児保育事業
- ⑤ 利用者支援事業
- ⑥ 地域での情報提供・相談事業

## (5) 経済的支援

中学3年生までの子どもの医療費（保険診療分）について、保護者の所得制限を設けず無料化することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長を支援しています。

また、国により、総合的な少子化対策を推進する一環として、幼児教育・保育の無償化が創設されていますが、それに加えて、市独自で実施している第2子以降の保育料無料化事業を継続するとともに、新たに3歳～5歳児の給食の副食費を無料化することにより、子育て家庭の支援策をより一層充実します。

## 施策

- ① 中学生までの医療費無料化
- ② 幼児教育・保育の無償化

## 基本目標3

### 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達過程に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりに取り組みます。

## (1) 就学前教育・保育の質の向上

就学前の乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。今後も引き続き、公立保育所で実施している公開保育、公立幼稚園で実施しているグループ研修、園内研修、キャリアアップ研修等各種研修を行い、元公立保育所職員による巡回指導等に取り組むことで、公立及び私立施設に加えて、認可外保育施設を含めたすべての施設において、更なる教育・保育の質の向上を図ります。

また、特別な支援が必要な子どもに対しては、発達の状況に応じて担当職員の配置や専門資格等を持つ指導員による巡回指導及び関係機関との連携により、支援の必要な子どもやその保護者に寄り添った対応を行っていきます。

## 施策

- ① 教育・保育の質の向上
- ② 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実
- ③ 就学前施設と小学校との連携の推進
- ④ 本のまちの推進（保育絵本土講座など）

## 7 「量の見込み」及び「確保方策」

本計画の策定において、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」やそれに対する「提供体制の確保の内容及びその実施時期」（確保方策）を定めることとなっています。

（以下、計画中の「量の見込み」及び「確保方策」を一部抜粋して掲載）

### 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」について

#### (1) 1号認定（3歳～5歳の保育を必要としない幼稚園及び認定こども園の利用）

人：年間の利用人数

全市	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	3,308人	3,336人	3,302人	3,268人	3,234人
②確保方策	3,308人	3,336人	3,302人	3,268人	3,234人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容 2020年（令和2年）度

3歳児の受入枠の拡大、私立保育園の認定こども園化による受入枠の拡大（本庁東部・西部・大久保）

※ 1号認定は、計画では「5ブロック」で掲載していますが、概要版では「全市」で掲載しています。

#### (2) 2号認定（3歳～5歳の保育を必要とする 保育所及び認定こども園の利用）

人：年間の利用人数

全市	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	4,609人	4,733人	4,786人	4,853人	4,921人
②確保方策	4,155人	4,733人	4,786人	4,853人	4,921人
②-①	△454人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容 2020年（令和2年）度～2024年（令和6年）度

新設 私立保育所、私立認定こども園

#### (3) 3号認定（0歳～2歳の保育を必要とする 保育所及び認定こども園の利用）

人：年間の利用人数

全市	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	3,701人	4,080人	4,273人	4,492人	4,710人
②確保方策	3,385人	4,080人	4,273人	4,492人	4,710人
②-①	△316人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容 2020年（令和2年）度～2024年（令和6年）度

新設 私立保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所

第2期明石市子ども・子育て支援事業計画 概要版 2020年（令和2年）年3月

発行：明石市 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL078-918-5149

編集：明石市こども局こども育成室

社会福祉審議会資料
2020年(令和2年)2月14日
こども局明石こどもセンター

明石市社会的養育推進計画(素案)

## 目次

1	明石市における社会的養育の推進の基本的考え方及び全体像	1
(1)	本計画の位置づけ	1
(2)	基本的な考え方	1
(3)	計画期間等	2
2	明石市における総合的な子ども支援	2
(1)	基本的な考え方	2
(2)	現状と課題	3
(3)	今後の取組と子ども総合支援の実施体制	4
3	当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	5
(1)	基本的な考え方	5
(2)	現状と課題	5
(3)	今後の取組	6
4	各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み	6
(1)	代替養育を必要とする子どもの現状	6
(2)	代替養育を必要とする子ども数の見込み	8
(3)	里親養育を必要とする子ども数及び里親委託率の見込み	9
(4)	今後目標とする里親委託率	10
(5)	ショートステイ事業を利用する子どもの見込み	11
5	里親委託の推進に向けた取組	12
(1)	基本的考え方	12
(2)	本市の里親家庭の現状と課題	13
(3)	里親等への委託子ども数及び里親必要数の見込み	14
(4)	フォスタリング業務の実施体制	15
(5)	今後の取組	16
6	特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	17
(1)	基本的な考え方	17
(2)	現状と課題	18
(3)	今後の取組	18
7	社会的養育推進のための施設との連携	19
(1)	基本的な考え方	19
(2)	現状と課題	19
(3)	今後の取組	19
8	社会的養育自立支援の推進に向けた取組	20
(1)	基本的考え方	20
(2)	現状と課題	20

(3)	今後の取組.....	20
9	一時保護の在り方.....	21
(1)	基本的な考え方.....	21
(2)	一時保護の現状と課題.....	21
(3)	今後の取組.....	21
10	明石こどもセンターの運営.....	21
(1)	基本的考え方.....	21
(2)	現状と課題.....	22
(3)	今後の取組.....	22
資料1	.....	24
資料2	.....	26

## 明石市社会的養育推進計画（素案）

### 1 明石市における社会的養育の推進の基本的考え方及び全体像

#### （1）本計画の位置づけ

平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）により、児童福祉法に「子どもの家庭養育優先原則」が明記されました。すなわち、国及び地方公共団体においては、まず、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援し、子どもがさまざまな事情により家庭で適切な養育を受けられない場合には、養子縁組や里親・ファミリーホーム<sup>1</sup>といった家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されるよう、必要な取組をしなければならないという原則です。なお、専門的なケアを要するなど、里親家庭等で養育されることが適当でない場合には、施設において養育することとなりますが、その場合においても、できる限り小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）において養育されるよう、取り組むべきともされています。

これらの法律改正等を踏まえ、国は各都道府県等に社会的養育の推進のための計画の策定を求め、2018 年（平成 30 年）7 月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」<sup>2</sup>（以下「要領」といいます。）を示しました。

明石市社会的養育推進計画（以下「本計画」といいます。）は、国の要領も踏まえつつ、本市における、子どもと家庭への養育支援から里親等による代替養育までの社会的養育の推進に関する今後 10 年間総合的な計画として、行政、関係機関、さらには市民がこれを共有して、実施体制の整備及び養育の質の向上を着実に図っていくために策定するものです。

なお、本計画は、2020 年度を始期とした今後 5 年間の本市の子育て支援施策全般の計画である「第 2 期明石市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 2 期計画」といいます。）との整合を図りながら策定しています。

#### （2）基本的な考え方

本計画は、以下の基本的な考え方の下に策定します。

- 児童福祉法の「家庭養育優先原則」を踏まえ、すべての社会的養育を必要とする子どもに対し、家庭など、一人ひとりにとって望ましい安心・安全の場を保障していくための計画とすること。
- 一人ひとりの子どもの思いに合った健やかな育ちと自立を実現できるよう、成長発達に応じた切れ目ない支援を着実に実施するための計画とする

<sup>1</sup> 児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定される小規模住居型児童養育事業。養育者の住居において行う点で里親と同様であり、児童 5～6 人の養育を行う点で、里親を大きくした里親型のグループホーム。

<sup>2</sup> 平成 30 年 7 月 6 日付け厚生労働省子ども家庭局長通知「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」の別添



こと。

- 本市の「こどもを核としたまちづくり」の理念、さらには SDG s の理念を反映した「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」という「SDG s 未来安心都市・明石」の方向性を踏まえ、市と地域の関係機関・市民との適切な連携に資する計画とすること。
- 兵庫県が県内（明石市を含む。）の児童養護施設、里親家庭などで暮らす子どもを対象として実施した「みんなの生活についてのアンケート調査」（注）の結果を踏まえるなど、当事者である子どもの意見を踏まえるとともに、子どもの権利擁護の取組の推進に資する計画とすること。

（注）アンケート調査の結果は現在集計中であるため、今後その結果を踏まえ、本計画に反映させていただきます。

### （3）計画期間等

計画期間は 2020 年度（令和 2 年度）～2029 年度（令和 11 年度）までの 10 年間とします。

本計画の進捗状況は毎年度把握・検証し、その結果を各種支援に活かしていきます。

また、中間期である 2024 年度末には進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って、取組の促進を図っていきます。

## 2 明石市における総合的な子ども支援

### （1）基本的な考え方

本市は「こどもを核としたまちづくり」を掲げ、「すべてのこどもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援する」という理念の下、すべての子どもを対象として、その一人ひとりにしっかりと寄り添い、行政も地域も一緒になって、まちのみんなでしっかりと支えていくため、さまざまな施策を推進してきました。社会的養育もこの施策の一つであり、他の子ども・子育て支援施策と繋がりをもちながら、さらには、SDG s の理念を反映した、「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」という「SDG s 未来安心都市・明石」の方向性とも軌を一にしながらか推進していく必要があります。

2019 年（平成 31 年）4 月の明石こどもセンター（市児童相談所）の設置により、虐待の予防から地域における早期の気づき、子どもの迅速な保護・支援、家庭復帰後の地域における支援に至るまで、市が一貫して実施できる体制となりました。地域・住民に近い中核市が設置する児童相談所ならではのメリットを十分に発揮し、個々の事情に応じて市が実施しているさまざまな支援サービスを組み合わせながら最適な支援を実施していきます。

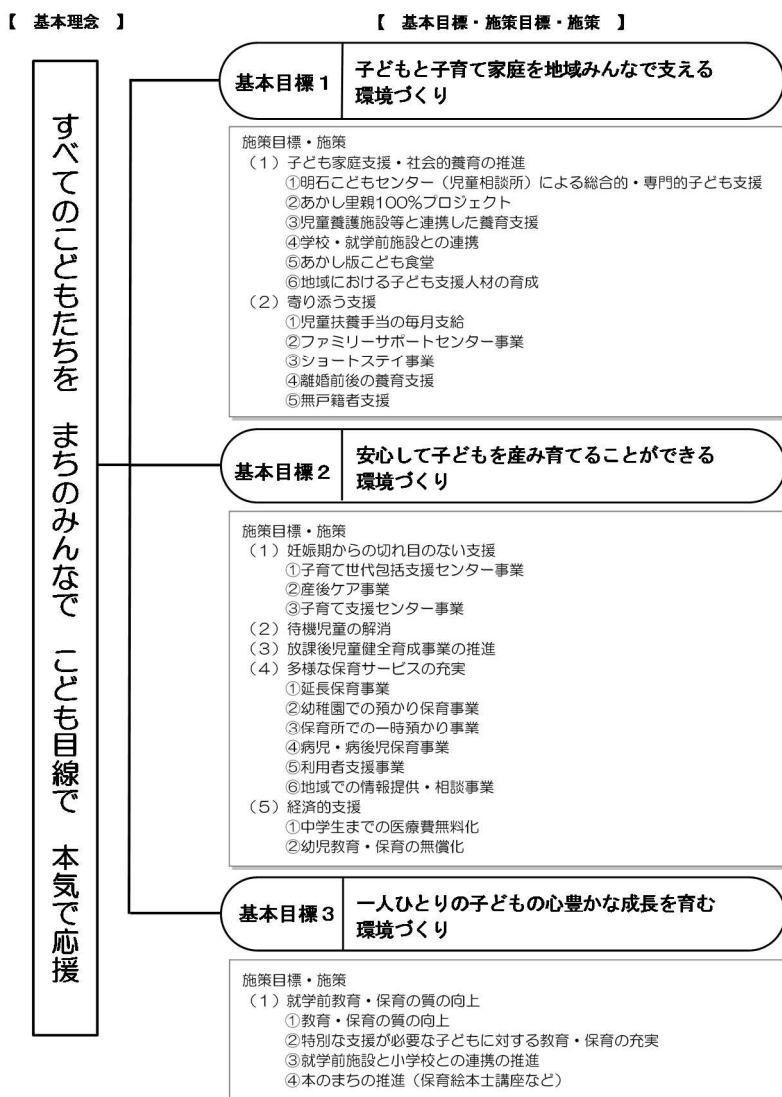
総合的な子ども支援により、すべての子どもが家庭のぬくもりを感じながら暮

らすことができるまちづくりを目指していきます。

## (2) 現状と課題

- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく第2期計画が2020年度（令和2年度）からスタートします。第2期計画においては、「すべてのこどもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援する」という基本理念の下に、①子どもと子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり、②安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、③一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくりの3つの基本目標を掲げ、それに対応する各種施策を推進していくこととしています。
- 第2期計画には、社会的養育の推進も施策目標として掲げられており、本計画を着実に実施していくことで、第2期計画の施策目標の達成も目指していくこととなります。

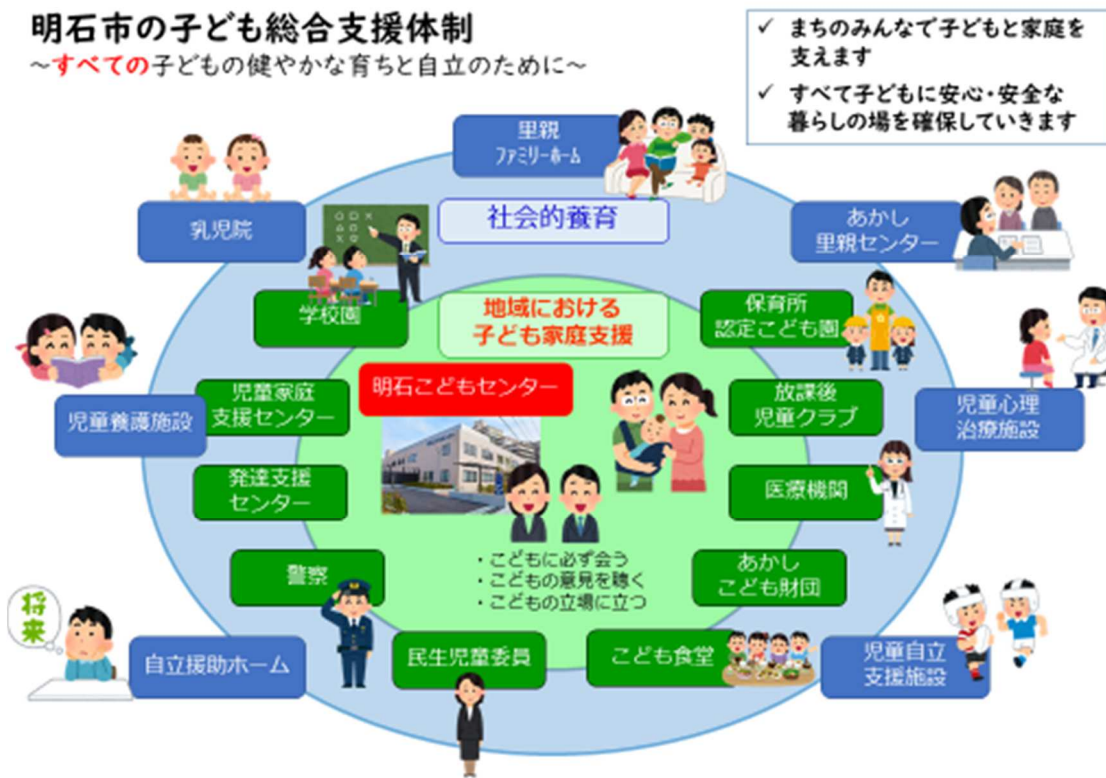
### (参考) 第2期子ども・子育て支援事業計画の施策体系



### (3) 今後の取組と子ども総合支援の実施体制

- 第2期計画に掲げている社会的養育に関連する施策も含めた各種子ども・子育て支援施策は相互に関連しています。例えば、子育て世代包括支援センター事業により、妊娠期から子育て期における母子への支援を行う中で課題が見つければ、社会的養育に繋ぐことを検討したり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、産後ケア事業など各種子育て支援事業の充実を図ることで、虐待を予防し、家庭における子どもの育ちを支えることができます。このため、第2期計画に掲げる各種施策を総合的に推進していきます。
- 各種子ども・子育て支援施策を有機的に繋げ、子ども一人ひとりにとって望ましい養育ができるよう、明石こどもセンターが子ども総合支援の拠点機関として、関係部署、関係機関、地域の支援主体と連携し、最適な支援をコーディネートする機能を発揮していきます。
- 子どもができる限り家庭で暮らし続けられるよう、地域における子ども・子育て支援の体制強化として、児童家庭支援センターを設置し、在宅の子ども・子育て家庭への支援や、施設・里親家庭からの家庭復帰支援の強化を図っていきます。

図 明石市の子ども総合支援体制のイメージ



### 3 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

#### （1）基本的な考え方

本市はこれまでも、各種子ども・子育て支援において「子ども目線」を大切に取り組んできました。社会的養育の推進を主体的に担う明石こどもセンターにおいては、①子どもに必ず会うこと、②子どもの意見を聴くこと、③子どもの立場に立つことを基本姿勢にしており、今後もあらゆる支援の場面でこの姿勢を堅持していきます。

また、在宅で養育支援を受ける子ども又は里親家庭や施設において養育される子どもから意見を聴く多様な機会をつくり、適切に意見を酌み取って支援に活かしていきます。

#### （2）現状と課題

- 本市では、社会的養育を受ける子どもも含め、すべての子どもを対象とした「あかしこども相談ダイヤル」により、24時間子ども自身の相談を受け付け、家庭や学校生活における困りごとや、つらい状況に置かれたときのSOSを受け止め、支援につなぐ体制を整備しています。
- 明石こどもセンターにおいては、「子どもの意見を聴く」という基本姿勢の下、子どもとのかかわりが始まる際は、必ず子どもに直接会って、気持ちや意見を聴いています。また、保護した子どもの援助方針等を決定する際も子どもの意見を必ず聴いて、方針を検討することとしています。
- 保護した子どもや施設入所・里親委託となった子どもについては、原則として児童福祉司や児童心理司等の職員が複数担当者としてつき、子どもの生活を支援する者、子どもの相談をじっくり聞く者など、子ども本位の役割分担をして子どものニーズに対応することとしています。
- また、施設入所・里親委託となっているすべての子どもに対して、子どもの意見表明権を含む子どもの権利の内容を説明した「あんしんノート」（こどもの権利ノート）を配付し、配付時は、担当の児童心理司等が子どもに直接、わかりやすく説明しています。
- 今後は、これらの取組の一層の充実・深化が必要です。特に、子どもに直接かかわる職員が、子どもの年齢、障害や発達等を踏まえて適切に子どもの意思や意見を引き出し、受け止める技術の向上や、子どもの希望も踏まえてアドボケイト（子どもの声を代弁し、権利を擁護する者）を付けられる仕組みを構築する必要があります。
- また、平成28年の児童福祉法改正により、児童福祉審議会（本市においては社会福祉審議会が相当）は子ども自身や家族から報告や意見聴取ができることとされたことを踏まえ、子どもの立場に立って支援の公平性を確保する観点から、今後本市においても意見聴取の具体的な仕組みを構築する必要があります。

### (3) 今後の取組

#### ① 明石こどもセンターの子ども支援における取組

- ・ 子どもへの支援方針の検討に当たっては、必ず子どもの意見を聴くとともに、支援の内容やその支援に至った理由を子ども自身に丁寧に説明していきます。援助方針会議や里親子応援会議など、支援方針を検討・共有する会議への子ども自身の参画の在り方についても今後検討していきます。
- ・ 子どものアドボケイトに関する研修等を積極的に受講し、子どもの意思や意見を適切に酌み取る技術の向上を図ります。

#### ② 社会的養育における取組

- ・ 引き続き「あんしんノート」を活用し、担当の児童心理司等が子どもに直接、わかりやすく説明していきます。

#### ③ 第三者による意見聴取の仕組みの構築

- ・ 国の調査研究<sup>3</sup>や他の自治体の事例も参考としつつ、第三者の立場にある代理人から子どもの意見を聴き、支援の主体に伝える子どもアドボケイトや、市の社会福祉審議会（児童福祉法に定める児童福祉審議会に相当）へ子どもが意見を表明できる仕組みを作るなど、子どもの意見を酌み取る多様な機会と、その意見を適切に支援に反映できるような実効ある仕組みの構築を目指します。

## 4 各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み

### (1) 代替養育を必要とする子どもの現状

#### ① 本市の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数（2019年（令和元年）9月1日現在）

明石市の子どものうち、さまざまな事情により家庭で暮らすことができず、乳児院、児童養護施設又は里親・ファミリーホームで暮らしている子どもは、2019年（令和元年）9月1日現在で78人おり、子ども人口に占める割合は0.157%となっています（表1）。

表1 代替養育を必要とする子ども数（単位：人）

代替養育子ども数	A	78
18歳未満人口	B	49,829
割合	C(=A/B)	0.157%

<sup>3</sup>平成30年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」（平成31年3月・三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

② 兵庫県全体（神戸市を除く。）の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数（各年度3月1日時点）

兵庫県社会的養育推進計画（案）によれば、2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）の各年度3月1日における、兵庫県全体（神戸市を除く。）の代替養育を必要とする子ども数は表2のとおりとなっています。なお、各年度3月1日時点は、措置・委託されている子どもの数が最大数になるとされています（本市は、2019年（平成31年）4月1日に児童相談所を設置したため、それ以前の3月1日時点の本市のみの代替養育を必要とする子ども数を算出することは困難です）。

表2 兵庫県の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数

（単位：人）

年度	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	平均
代替養育子ども数 A	1,210	1,211	1,201	1,176	1,201	1,200
18歳未満人口 B	663,571	655,487	647,412	636,592	625,772	645,767
割合 C(A/B)	0.182%	0.185%	0.186%	0.185%	0.192%	0.186%

（兵庫県児童課作成資料より引用。各年度3月1日現在の状況）

③ 本市の施設・里親家庭で暮らす子どもの状況（2019年（令和元年）9月1日現在）

年齢区分（3歳未満・3歳から就学前・学童期以降）別、施設種別の代替養育を必要とする子ども数及びそれら区分ごとの割合は表3及び表4のとおりです。代替養育を必要とする子どものうち、里親家庭・ファミリーホーム（FH）で暮らしている子どもの割合を里親委託率といいます。本市では全年齢区分計で18人の子どもが里親家庭・ファミリーホームで暮らしており、里親委託率は23.1%となっています。

表3 代替養育を必要とする子ども数（単位：人）

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	2	2	2	0	6
3歳～就学前	1	13	3	1	17
学童期以降	0	42	13	2	55
合計	3	57	18	3	78

表4 措置・委託率

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	5.9%	76.5%	17.6%	5.9%	100.0%
学童期以降	0.0%	76.4%	23.6%	3.6%	100.0%
合計	3.8%	73.1%	23.1%	3.8%	100.0%

## (2) 代替養育を必要とする子ども数の見込み

兵庫県全体（神戸市を除く。）の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数の割合、明石市の18歳未満人口の割合を基に、代替養育を必要とする子ども数を見込みます。

明石市の人口は今後10年、300,000人で推移するものと仮定します。

兵庫県全体（神戸市を除く。）の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数の割合の2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）までの平均値は0.186%です（表2参照）。

また、明石市の人口に占める18歳未満人口の割合の2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）までの平均値は16.6%となっています（表5参照）。

来年度から10年間、本市の人口が300,000人と横ばいで推移すると仮定した場合、18歳未満人口は全人口300,000人に過去の18歳未満人口の割合の平均（16.6%）を乗じて、49,937人で推移すると見込みます。本市の18歳未満人口の推計値（49,937人）に、過去の兵庫県全体18歳未満人口に占めるの代替養育を必要とする子ども数の割合（0.186%）を乗じて、本市の代替養育を必要とする子どもの数を93人と見込みます（表6参照）。

人口の推計値を今後見直し、代替養育を必要とする子ども数の値を修正する可能性があります。

表2〔再掲〕 兵庫県の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数

（単位：人）

年度	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	平均
代替養育子ども数 A	1,210	1,211	1,201	1,176	1,201	1,200
18歳未満人口 B	663,571	655,487	647,412	636,592	625,772	645,767
割合 C(=A/B)	0.182%	0.185%	0.186%	0.185%	0.192%	0.186%

（兵庫県児童課作成資料より引用。各年度3月1日現在の状況）

表5 明石市の人口に占める18歳未満人口の割合（単位：人）

年度	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	平均
18歳未満人口 A	49,970	49,642	49,485	49,199	49,198	49,499
明石市の人口 B	296,211	296,720	297,341	297,693	298,878	297,369
割合 C(=A/B)	16.9%	16.7%	16.6%	16.5%	16.5%	16.6%

表6 代替養育を必要とする子ども数の見込み (単位:人)

年度		2020年度 (令和2年度)	2024年度 (令和6年度)	2029年度 (令和11年度)
明石市人口(推計)	※1	300,000	300,000	300,000
18歳未満人口(推計)	※2	49,937	49,937	49,937
代替養育子ども数(推計)	※3	93	93	93

※1 人口は300,000人で推移すると仮定

※2 各年度の人口に過去5年の18歳未満人口割合の平均値(16.6%)を乗じたもの

※3 18歳未満人口に兵庫県の過去5年の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数の割合の平均(0.186%)を乗じたもの

### (3) 里親養育を必要とする子ども数及び里親委託率の見込み

#### ① 施設入所期間に着目して望ましい措置・委託先を検討した場合

2019年(令和元年)9月1日現在、乳児院又は児童養護施設で暮らしている子どものうち、次のアからエのいずれかに該当する子どもについては、里親委託を検討すべき子どもとします。当該子どもがすべて里親委託された場合の年齢区分別・施設等種類別の分布率に基づき、里親養育を必要とする子ども数及び里親委託率(代替養育を必要とする子どものうち、里親・ファミリーホーム(FH)に委託される子ども数の割合。以下同じ。)を推計すると、表7のとおりとなり、里親委託率は、全年齢区分計で71.0%となります(算出過程はp24の資料1参照)。

ア 乳児院に半年以上措置されている乳幼児(3歳未満の子ども。以下同じ。)

イ 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児

ウ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児

エ 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども

表7 年齢区分別・施設等種類別の子ども数の見込み(単位:人)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH			合計
			里親	FH		
3歳未満	0	0	7	7	0	7
3歳~就学前	0	6	14	13	1	20
学童期以降	0	21	45	43	2	66
合計	0	27	66	63	3	93

表8 年齢区分別の里親委託率(推計)(表7に対応)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH			合計
			里親	FH		
3歳未満	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%
3歳~就学前	0.0%	30.0%	70.0%	65.0%	5.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	31.8%	68.2%	65.2%	3.0%	100.0%
合計	0.0%	29.0%	71.0%	67.7%	3.2%	100.0%



② 子どものケアニーズに着目して望ましい措置・委託先を検討した場合

2019年（令和元年）9月1日現在、乳児院又は児童養護施設で暮らしている子どもについて、以下のアからキのいずれのケアニーズに該当するかを検討します。この場合、「ケア～カのいずれにも該当せず、里親委託を検討する必要がある」に該当する子どもがすべて里親委託された場合の年齢区分別・施設等種類別の分布率に基づき、里親養育を必要とする子ども数及び里親委託率を推計すると表9のとおりとなり、里親委託率は、全年齢区分計で65.6%となります（算出過程はp26の資料2参照）。のとおり。

- ア 子ども自身が里親委託を望んでいないので施設でのケアが適切と考えられる
- イ 発達上の支援課題（障害等）を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- ウ 医療的ケア上の課題を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- エ 心理的課題（家庭環境への拒否等）を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- オ 家庭復帰を予定しているため里親委託に変更するよりは、引き続き施設でのケアが適切と考えられる
- カ ア～オ以外の理由により施設でのケアが適切と考えられる
- キ ア～カのいずれにも該当せず、里親委託を検討する必要がある

表9 年齢区分別・施設等種類別の子ども数の見込み（単位：人）

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	0	1	6	0	7
3歳～就学前	1	5	14	13	20
学童期以降	0	25	41	38	66
合計	1	31	61	57	93

表10 年齢区分別の里親委託率（推計）（表9に対応）

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	0.0%	14.3%	85.7%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	5.0%	25.0%	70.0%	5.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	37.9%	62.1%	4.5%	100.0%
合計	1.1%	33.3%	65.6%	4.3%	100.0%

(4) 今後目標とする里親委託率

上記(3)のとおり、①施設入所期間に着目した場合と、②子どものケアニーズに着目した場合の2通りの考え方で、里親養育を必要とする子ども数及び里親委託率を見込みましたが、実際に措置・委託先を検討するに当たっては、子どもの施設入所期間も1つの検討要素となるものの、子ども一人ひとりにとって望ましい養育環境は、子どもの思い、状況、特性に応じて個別に判断されるべきであ

ることから、②子どものケアニーズに着目した推計を指標として、今後里親家庭の確保や里親委託の推進を図っていくこととします。ただし、就学前の時期については、愛着形成の上で特に重要な時期であり、年長児と比べ、家庭環境への拒否感を持ちづらいつと考えられることから、推計上の里親委託率に関わらず、すべての子どもを里親家庭に委託できることを目標に、里親家庭の確保・養育技術の向上に取り組んでいくこととします。

表 11 ケアニーズを考慮しつつ、就学前のすべての子どもを里親委託した場合の年齢区分別・施設等種類別の子ども数の見込み（単位：人）

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0	0	7	7	0	7
3歳～就学前	0	0	20	19	1	20
学童期以降	0	25	41	38	3	66
合計	0	25	68	64	4	93

表 12 年齢区分別の里親委託率（推計）（表 11 に対応）

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	0.0%	0.0%	100.0%	95.0%	5.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	37.9%	62.1%	57.6%	4.5%	100.0%
合計	0.0%	26.9%	73.1%	68.8%	4.3%	100.0%

#### （5）ショートステイ事業を利用する子どもの見込み

子どもの保護者が出産、急病、育児疲れなどの理由で一時的に養育ができない場合に、里親・ファミリーホーム、乳児院又は児童養護施設で子どもを受け入れ、短期間養育する事業として、子育て短期支援事業（以下「ショートステイ事業」といいます。）があります。ショートステイ事業は、ショートステイとトワイライトステイの2種類の受け入れ形態があり、ショートステイは宿泊を伴い、1回の利用につき原則7日以内、1年間につき28日を限度に受け入れを行い、トワイライトステイは平日の夜間、休日等に保護者が不在となる数時間受け入れを行います。

今後、里親家庭の確保等、社会的養育の体制を整備していく上で、ショートステイ事業において短期間の養育が必要となる子ども数にも留意する必要があります。

表 13 のとおり、ショートステイ事業の利用延日数（人日）は年々増加し、その半分程度を里親家庭で受け入れている状況です。

また、この傾向等を踏まえ、第2期計画においては、今後5年間の利用ニーズ（量の見込み）を年間1,276人日と見込んでいます。

表 13 ショートステイ及びトワイライトステイの利用延日数（単位：人日）

		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
2歳未満		69	81	171	215
	(うち里親)	(8) (11.6%)	(29) (35.8%)	(91) (53.2%)	(119) (55.3%)
2歳以上		228	269	434	666
	(うち里親)	(166) (72.8%)	(211) (78.4%)	(223) (51.4%)	(311) (46.7%)
合計		297	350	605	881
	(うち里親)	(174) (58.6%)	(240) (68.6%)	(314) (51.9%)	(430) (48.8%)

表 14 ショートステイ事業の量の見込み及び確保方策 (単位：人日)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	1,276	1,276	1,276	1,276	1,276
確保方策	1,276	1,276	1,276	1,276	1,276

## 5 里親委託の推進に向けた取組

### (1) 基本的考え方

本市は「あかし里親 100%プロジェクト」を掲げ、全 28 小学校区に里親家庭があることと、就学前の里親を必要とするすべての子どもが里親家庭で暮らすことができる体制の整備を目指し、児童相談所設置前から里親推進に取り組んできました。

全小学校区への里親配置は、ショートステイ事業を利用する子どもも含め、里親家庭で養育される子どもが、それまで通学していた学校に引き続き通うことができるなど、できるだけ今までのどおりの生活を続けられる環境づくりを目指すものです。

また、特に就学前の子どもについては、家庭と同様の環境で特定の大人が関わって養育されることが、成長発達のために極めて重要であり、また、学童期の子どもについても、子ども自身が家庭に対する拒否感を強く持っている場合等を除いては、家庭と同様の環境で養育されることが望まれます。

里親を必要とするすべての子どもが里親家庭で養育できるよう、数の確保を図ることはもちろん、障害や発達上の特性を有する子どもであっても、地域の家庭で暮らすことができるよう、里親の養育力の向上を図るとともに、地域みんなで里親家庭を支える体制を構築していきます。

また、里親と子どもの丁寧なマッチング、子どもの支援方針を検討する際の里

親の参画、里親委託後のきめ細かい支援等を行うことにより、不調ゼロを目指していきます。

## (2) 本市の里親家庭の現状と課題

### ① 里親家庭数の推移

本市は児童相談所設置を見据え、2017年度（平成29年度）から「あかし里親100%プロジェクト」を掲げ、里親を増やし、支援する取組を行ってきました。また、2019年8月からは、養育里親のうち、1週間以内の短期間の受け入れを専門とする里親を「ショートステイ里親」と位置づけてリクルートを行っているところです。

取組開始からこれまでの里親家庭数の推移は以下のとおりです。

表15 里親家庭数の推移（単位：組）

	2017年度末	2018年度末	2019年9月1日	2019年度末(見込)
養育里親	19	31	33	44
専門里親(※)	1	1	1	2
親族里親	4	4	3	3
合計	24	36	37	49

### ② 子どもを受け入れている里親家庭数

登録里親のうち、2019年（令和元年）9月1日現在で児童福祉法に基づく里親委託を受け、子どもを受け入れている里親家庭数の状況は以下のとおりであり、養育里親については、登録里親数に占める現に子どもを受託している里親数の割合（以下「受託率」という。）は18.2%となっています。

表16 受託率の現状

	受託里親	受託率(※)
養育里親	6	18.2%
専門里親(FH)	1	100.0%
親族里親	3	100.0%
合計	10	27.0%

※登録里親数に占める現に子どもを受託している里親の割合

### ③ 里親家庭が受け入れている子ども数

②の里親家庭が受け入れている子ども数及び里親家庭1家庭当たりの平均受入れ子ども数は以下のとおりです。

表17 里親家庭が受け入れている子ども数の状況

	受入れ子ども数	平均受入れ子ども数
養育里親	8	1.3
専門里親(FH)	3	3.0
親族里親	7	2.3
合計	13	1.8

### (3) 里親等への委託子ども数及び里親必要数の見込み

「4の(4) 今後目標とする里親委託率」で示したとおり、子どものケアニーズを考慮しつつ、就学前のすべての子どもを里親委託した場合に今後必要となる里親家庭数を見込みます。

- ・ 里親を必要とする子どもの見込み数は 68 人（3歳未満7人、3歳～就学前20人、学童期以降41人）となります。
- ・ 直近の養育里親の平均受入れ子ども数は1.3人です。
- ・ 10年後には里親を必要とする子ども数に対して十分な登録里親数が確保されていることを目標として、受託率及び登録里親数を段階的に引き上げていった場合の6年後及び10年後里親委託率等は以下のとおりとなります。
- ・ なお、計画最終年度の受託率は50.0%としていますが、受託率がそれよりも低くなる場合は、より多くの登録里親数が必要となります。

#### ア 3歳未満

表 18 必要となる里親家庭数（3歳未満）

	2019年度	2024年度	2029年度
代替養育を必要とする子ども数(全体) ①	7	7	7
里親を必要とする子ども数 ②	7	7	7
登録里親数(目標) ③	5	8	11
受託率 ④	20.0%	35.0%	50.0%
受託里親数 ⑤ (③*④)	1	3	6
受入れ子ども数 ⑥ (⑤*1.3人)	1	3	7
里親委託率 ⑦ (⑥/①)	14.3%	42.9%	100.0%

#### イ 3歳～就学前

表 19 必要となる里親家庭数（3歳～就学前）

	2019年度	2024年度	2029年度
代替養育を必要とする子ども数(全体) ①	20	20	20
里親を必要とする子ども数 ②	20	20	20
登録里親数(目標) ③	15	23	31
受託率 ④	20.0%	35.0%	50.0%
受託里親数 ⑤ (③*④)	3	8	16
受入れ子ども数 ⑥ (⑤*1.3人)	4	10	20

里親委託率	⑦ (⑥/①)	20.0%	50.0%	100.0%
-------	---------	-------	-------	--------

#### ウ 学童期以降

表 20 必要となる里親家庭数（学童期以降）

		2019 年度	2024 年度	2029 年度
代替養育を必要とする子ども数（全体）	①	66	66	66
里親を必要とする子ども数	②	41	41	41
登録里親数（目標）	③	33	48	63
受託率	④	20.0%	35.0%	50.0%
受託里親数	⑤ (③*④)	7	17	32
受入れ子ども数	⑥ (⑤*1.3人)	9	22	41
里親委託率	⑦ (⑥/①)	13.6%	33.3%	62.1%

#### エ 全年齢区分計

表 21 必要となる里親家庭数（全年齢区分計）

		2019 年度	2024 年度	2029 年度
代替養育を必要とする子ども数（全体）	①	93	93	93
里親を必要とする子ども数	②	68	68	68
登録里親数（目標）	③	50	78	105
受託率	④	20.0%	35.0%	50.0%
受託里親数	⑤ (③*④)	10	27	53
受入れ子ども数	⑥ (⑤*1.3人)	13	35	68
里親委託率	⑦ (⑥/①)	14.0%	37.6%	73.1%

#### (4) フォスタリング業務の実施体制

明石こどもセンターは、中核市が設置する児童相談所として、関係機関や地域と顔の見える関係で連携し、それぞれの子どもと子育て家庭の状況に応じて、より早く、適切な支援を行いやすい体制となっています。そのメリットを活かし、明石こどもセンターがフォスタリング機関として主体的に里親支援を担い、きめ細かい支援を展開していきます。

一方で、今後里親家庭の増加が見込まれることや、明石こどもセンター以外にもさまざまな相談支援の窓口が開かれているが里親家庭にとって望ましいと考えられることから、明石こどもセンターと地域の関係機関が適切な役割分担と連携の下にフォスタリング業務を展開していきます。このような役割分担や連携の在り方については、市と関係機関により構成する「あかし里親推進連絡会議」の場で不断に点検していくこととします。

当面、各関係機関は以下のような業務を担っていきます。

##### ① 明石こどもセンター（さとおや課）

- ・ 里親等の家庭養育推進を専門に担う「さとおや課」において、一連のフォスタリング業務を総合的に担い、関係機関との調整を図る。

## ② あかし里親センター

- ・ 里親制度の継続的な普及啓発及びリクルート業務
- ・ 里親登録にかかる研修
- ・ 里親、里親登録を希望する方、その他里親に関心を有する市民への相談対応
- ・ 里親の養育技術の向上に資する研修等
- ・ ボランティア里親活動への支援

## ③ 児童養護施設カーサ汐彩（里親支援専門相談員）

- ・ 里親登録を希望する方と子どもとの交流支援
- ・ 里親支援専門相談員を置く施設として、家庭訪問等による里親家庭への支援
- ・ 里親の養育技術向上のための実習等への協力
- ・ ショートステイ事業の実施

## ④ 明石乳児院（里親支援専門相談員）

- ・ 里親登録を希望する方と子どもとの交流支援
- ・ 里親支援専門相談員を置く施設として、家庭訪問等による里親家庭への相談支援
- ・ 里親の養育技術向上のための実習等への協力
- ・ 里親と子どものマッチング支援
- ・ ショートステイ事業の実施

## ⑤ 児童家庭支援センター（今後設置予定）

- ・ 里親家庭に対する相談支援
- ・ 里親と子どものマッチング支援
- ・ 社会的養育を受ける子どもに対する自立支援

## ⑥ 明石地区里親会

- ・ 里親制度の普及啓発
- ・ 里親サロンの開催等による、里親家庭どうしの交流、養育技術にかかる相互の研鑽
- ・ レスパイト等による相互の養育援助

## ⑦ 兵庫県や神戸市との連携

- ・ 管轄地域をまたいだ里親委託等にかかる協力・連携

## （５）今後の取組

（４）の関係機関が連携・協働するとともに、各校区のまちづくり協議会、民生児童委員協議会、ボランティア団体等の協力を得ながら、一連のフォスタリング業務を以下のとおり実施していきます。

### ① 里親のリクルート及びアセスメント

- ・市の広報紙・ホームページ・SNS、ポスターの掲出、チラシの自治会回覧等、さまざまな媒体を活用して継続的に啓発
  - ・原則1回、市民向けの里親相談会を開催。地域に出かけていく出張説明会や出前講座等も開催
  - ・明石地区里親会、明石乳児院、児童養護施設カーサ汐彩等の協力による里親体験サロンの開催
  - ・地域の方が市内の里親を囲んで和やかな雰囲気ですり親養育について話を聴く里親カフェの開催
  - ・市内の企業、商店等の協力による啓発 など
- ② 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
- ・里親研修にかかる研修の実施（基礎・登録前）
  - ・研修受講に係る費用への支援
  - ・里親家庭のニーズに応じた勉強会等の開催による養育技術の向上
  - ・市内のベテラン里親の知見・経験の共有と伝承に資する取組 など
- ③ 子どもと里親家庭とのマッチング
- ・里親子応援会議の開催による里親家庭と関係機関による援助方針の策定・共有
  - ・明石乳児院や児童養護施設カーサ汐彩等の協力による委託前交流支援
  - ・マッチング期間中費用に対する里親家庭への支援 など
- ④ 里親養育への支援
- ・里親支援専門相談員による相談支援
  - ・施設や里親相互によるレスパイトケア
  - ・里親家庭に対する養育・家事支援
  - ・初めて子どもを受け入れる際の必要な費用に対する支援 など
- ⑤ 委託解除後の子どもと里親家庭への支援
- ・親子再統合支援
  - ・委託解除時の里親に対するきめ細かいフォロー
  - ・里子の進学・就職にかかる支援

## 6 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

### (1) 基本的な考え方

特別養子縁組は、実家庭で養育できない子どもや、家庭復帰に努力をしても実家庭に戻ることが困難な代替養育を受けている子どもにとって、永続的に家庭養育を保障する有力・有効な選択肢であり、対象となる子どもへの支援として優先的に検討していきます。

また、特別養子制度の利用を促進するため、2019年（令和元年）6月に民法等の一部が改正され、特別養子制度の対象年齢が拡大されるとともに、家庭裁判所の手続きを合理化して養親候補者の負担軽減が図られることとなり、今後、こ



のような制度改正に適切に対応していきます。

## (2) 現状と課題

- 兵庫県（神戸市を除く。）における特別養子縁組の年度別成立件数は以下のとおりとなっています（兵庫県の資料より）。

表 22 兵庫県における特別養子縁組の年度別成立件数（単位：件）

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019※
成立件数	5	2	10	11	9	5

※ 2019年度は上半期（4月～9月の実績）

- 特別養子縁組を必要とする子どもを把握する取組として、出産後の養育に強い不安を感じる妊婦、いわゆる特定妊婦については、要保護児童対策地域協議会の枠組みで医療機関や子育て世代包括支援センターと明石こどもセンターが連携して対応し、出産後の養育が困難な場合は、社会的養育を検討することとしています。
- また、代替養育を受けている子どもについて、今後も保護者による養育が困難な状況で、保護者が特別養子縁組することに同意した場合は、将来的な特別養子縁組を見据え、養子縁組里親として登録している方への里親委託を検討することとしています。
- 養子縁組は、児童相談所のほか、民間の養子縁組あっせん機関があっせんする場合があります。本市所管の養子縁組民間あっせん機関はありませんが、県内で長年養子縁組推進の活動をしている公益社団法人家庭養護促進協会（神戸市）の「愛の手運動」と連携し、子どもと養親をつなぐ機会を拡げています。
- 特別養子縁組の対象になりうる子どもについては、養子縁組を希望する養育里親とのマッチングを、段階を踏んで丁寧に進め、養親候補者に対する法的手続きにかかる支援を明石こどもセンターが行うこととしています。

## (3) 今後の取組

- 妊娠・出産に悩みを抱える妊産婦等に対する効果的な情報提供や相談対応の在り方について、関係者の意見を聴きながら検討し、できるだけ早期に実施していきます。
- 医療機関、子育て世代包括支援センター等と連携し、予期せぬ妊娠に悩む妊婦等を早期に把握し、支援につなげていきます。
- 改正後の民法等の施行により、特別養子縁組の対象となる子どもの上限年齢の引き上げ（特別養子縁組の成立の審判の申立ての時、原則6歳未満を15歳未満に引き上げ）や家庭裁判所への申立て手続きの変更が図られることに伴う国や家庭裁判所の制度運用にかかる動向等を踏まえ、新たな特別養子縁組・養子縁組制度を適切に周知していきます。
- 養子縁組成立前及び成立後の児童相談所による支援、養親どうしの交流等、

養子縁組家庭に対する支援の在り方について、国の動向等も踏まえるとともに、関係者の意見を聴きながら検討し、できるだけ早期に実施していきます。

- 明石こどもセンター職員が養子縁組あっせん機関向け研修を積極的に受講することなどを通し、養子縁組にかかる実親との調整、家庭裁判所への申立て手続き、養子となる子どもと養親候補者とのマッチング手法など、支援技術の向上を図っていきます。
- 養子縁組の推進は広域的な対応が必要となることから、兵庫県、神戸市、公益社団法人家庭養護促進協会等と緊密に連携を図っていきます。

## 7 社会的養育推進のための施設との連携

### (1) 基本的な考え方

現在、市内には、社会的養育に係る施設として、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設（県立）及び児童自立支援施設（県立）が設置されています。今後も、社会的養育を必要とする子ども一人ひとりにとって望ましい養育を確保していくため、これらの市内の施設に加え、兵庫県、神戸市等と調整の上、市外の施設とも連携していきます。

市が所管する施設として、明石乳児院と児童養護施設カーサ汐彩がありますが、各施設には、本市の子どもだけでなく、市外の子どもも多数暮らしています。したがって、今後、家庭養育の推進に伴って、各施設でどれくらいの子どもの受け入れていくか、どのような機能を発揮していくかといった施設の今後の在り方については、本市単独ではなく、広域的に捉え、検討していく必要があります。このため、市内の施設については、兵庫県が策定する兵庫県社会的養育推進計画における県内全体（神戸市を除く。）の施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組の計画を十分に踏まえて対応していきます。

また、「5 里親委託の推進に向けた取組」で示したように、フォスタリング業務の各段階で、専門性を有する施設と連携し、家庭養育を推進していきます。

### (2) 現状と課題

- 明石乳児院及び児童養護施設カーサ汐彩には里親支援専門相談員が各1名配置されており、里親家庭への相談支援業務等、フォスタリング業務を担っています。今後、里親家庭の増に伴い、その役割や業務量も増していくことが予想されます。
- 施設においては、市の委託を受け、ショートステイ事業、子育て相談ダイヤル・こども相談ダイヤル、在宅で支援を必要とする子どもへの訪問支援など、地域の子育て家庭を支援するさまざまな事業を実施しています。ショートステイ事業の利用者が年々増加するなど、その役割はますます高まっています。

### (3) 今後の取組

- 明石乳児院及び児童養護施設カーサ汐彩の里親支援専門相談員と連携し、フオスタリング業務の充実を図っていきます(具体的な取組は5に記載)。また、今後、里親家庭数の増などを踏まえて、施設における里親支援の実施体制について検討していきます。
- 施設の多機能化として、施設の専門性を活かし、24 時間子育て相談ダイヤル・こども相談ダイヤル事業、支援を必要とする家庭へのアウトリーチ支援事業、ショートステイ事業の充実を図っていきます。
- 施設が有する親子訓練室などの設備を活かした親子関係の調整や社会的養護から家庭復帰する際の調整など、機能の充実を検討していきます。

## 8 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

### (1) 基本的考え方

社会的養育を受ける子どもが、自分自身で将来進む道を決定し、自立していくため、心理的なケア、自立に必要な情報の提供、社会生活上の訓練などの支援を、できるだけ早い時期から行う必要があります。特に里親家庭については、各家庭で自立支援のノウハウの蓄積が乏しいと考えられるため、明石こどもセンターや支援機関が里親家庭に対して積極的に情報提供を行うことが必要です。

また、年長に至ってから社会的養育が必要となる子どももおり、そのような子どもに対する支援も充実させていく必要があります。

### (2) 現状と課題

- 個々の子どもの年齢等に応じて自立に向けた支援を行っていますが、体系的な取組の確立には至っていないのが現状です。
- 市内には自立援助ホーム<sup>4</sup>がなく、義務教育年齢を超えた比較的年長の子どもの受け入れ体制や支援に課題があります。

### (3) 今後の取組

- 自立支援コーディネーターを配置して、施設や里親家庭を離れた後の生活等を考慮した支援計画を策定し、自立支援を行う社会的養育自立支援事業<sup>5</sup>(国庫補助事業)の効果的な実施方法を検討し、早期に実施していきます。
- 市内における自立援助ホームの設置に向け、関係者と調整を図っていきます。

<sup>4</sup> 義務教育を終了し、何らかの理由で家庭にいられない子ども等を受け入れ、社会的な自立を促していく場

<sup>5</sup> 里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳(措置延長の場合は20歳)到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする事業。

## 9 一時保護の在り方

### (1) 基本的な考え方

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものです。

虐待通告を受けたときなど、一時保護を検討すべき子どもについては、速やかに必要な調査を行った上、明確な基準により躊躇なく一時保護を行っていきます。

また、国の「一時保護ガイドライン」<sup>6</sup>に基づき、一時保護した子どもの権利を守り、安全・安心に生活できるよう適切な支援を行っていきます。

### (2) 一時保護の現状と課題

- 一時保護は、市の一時保護所において実施する場合と、施設や里親等へ委託して一時保護委託として実施する場合があります。
- 兵庫県（神戸市を除く。）において一時保護を行った子ども数の推移は表 23 とおりであり、増加傾向にあります。

表 23 一時保護した子ども数の推移（兵庫県）（単位：人）

	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)
一時保護所	595	691	662	679	674
一時保護委託	496	542	503	675	908
合計	1,091	1,233	1,165	1,354	1,582

※福祉行政報告例による。前年度継続の一時保護子ども数を含む。

- 本市の一時保護所においては、原則個室対応、通学できる子どもは在籍校へ通学するなど、できるだけ家庭での当たり前の生活が保障されるよう配慮した一時保護を行っています。
- また、保護した子どもに対しては、一時保護期間中の生活のことや、伝えたいことがあればいつでも職員等に伝えることができること（子どもの権利擁護）等について、年齢に応じて丁寧に説明することとしています。

### (3) 今後の取組

- 「一時保護ガイドライン」に基づき、適切な一時保護を行い、一時保護期間中は、子どもの権利を擁護し、できるだけ普段通りの生活に配慮して、適切な支援を行っていきます。

## 10 明石こどもセンターの運営

### (1) 基本的考え方

<sup>6</sup> 平成 30 年 7 月 6 日付け厚生労働省子ども家庭局長通知。一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示された指針。

明石こどもセンターは、市町村業務としての子どもに関する相談や要支援・要保護児童に対する支援業務を担うとともに、児童相談所業務としての子どもに対する専門的な支援業務を一体的に担い、本市の子ども支援の中核機関として、総合的かつ迅速・最適な支援を行っていきます。

その役割を果たすため、児童福祉司、児童心理司、弁護士、医師、保健師などの専門性の高い職員を配置するとともに、支援に当たる職員の支援技術の向上を常に図っていきます。

家庭養育の推進に関しては、「さとおや課」が関連業務を専ら担い、里親を増やす取組から、里親家庭への支援まで、重点的かつきめ細かく対応していきます。

## (2) 現状と課題

- 市町村子ども家庭総合支援拠点<sup>7</sup>としての機能と児童相談所としての機能を一体的に行う機関として、両機能を十分に発揮し、一人ひとりの子どもに寄り添った支援を行う観点から、国基準を大幅に上回る職員を配置していますが、職員一人当たりの業務負担は大きい状況です。
- 常勤弁護士の複数配置、医師の常駐化により、常に専門的視点の入ったアセスメントとケースワークを実施しています。
- 職員には一定の経験のある職員を配置していますが、最新の知識を持ち、子どもの声を聴き取り、子ども一人ひとりに寄り添った支援をするケースワーク力や、地域の関係機関をコーディネートして、子どもと家庭を支援していくソーシャルワーク力が求められ、今後も資質向上に向けた研鑽が必要です。
- 「さとおや課」を設置し、関係機関と連携しつつ、一連のフォスタリング業務を担い、里親家庭が子どもを受け入れる際は、里親と支援に当たる関係機関が子どもへの支援方針を協議する「里親子応援会議」を開催するなど、きめ細かい支援を行っていますが、今後の里親家庭の増加に伴って、支援の質の確保を図っていく必要があります。

## (3) 今後の取組

- 子ども支援を通じて得た知見を積み上げつつ、業務の効率化と支援力の継続的な向上を図っていきます。
- 西日本こども研修センターあかし<sup>8</sup>における研修を積極的に受講するほか、内部研修も行い、職員ひとり一人の資質向上を不断に図っていきます。また、明石こどもセンターの子ども支援の実践を西日本こども研修センターあかしの研修企画に活かしていくことにより、相乗効果を発揮していきます。

<sup>7</sup>子どもとその家庭や妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務まで行う機能を担う拠点として市町村が設置するもの

<sup>8</sup>厚生労働省の「虐待・思春期問題情報研修センター事業」として、虐待問題等対応機関の職員に対して専門的な研修を実施する機関。2019年4月に明石市に設置され、一般財団法人あかしこども財団が運営している。



## 資料 1

### 入所期間に着目した推計値の算出方法について

#### 1. 令和元年9月1日時点における代替養育を必要とする子ども数

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	2	2	2	0	6
3歳～就学前	1	13	3	1	17
学童期以降	0	42	13	2	55
合計	3	57	18	3	78

#### 2. 施設入所している子どものうち、里親委託が必要な子ども数(※)

	乳児院	児童養護施設	合計
3歳未満	2	2	4
3歳～就学前	1	8	9
学童期以降	0	25	25
合計	3	35	38

※施設入所している子どもであって次のア～エのいずれかに該当するもの

- ア 乳児院に半年以上措置されている乳幼児
- イ 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児
- ウ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児
- エ 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども

#### 3. 2を反映させた場合の代替養育を必要とする子ども数(※)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	0	0	6	0	6
3歳～就学前	0	5	12	1	17
学童期以降	0	17	38	2	55
合計	0	22	56	3	78

※2で算出した数を1の乳児院及び児童養護施設の子どもの数から減じ、里親委託子ども数に加える

#### ●年齢区分別・施設種別の分布率

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	7.7%
3歳～就学前	0.0%	6.4%	15.4%	1.3%	21.8%
学童期以降	0.0%	21.8%	48.7%	2.6%	70.5%
合計	0.0%	28.2%	71.8%	3.8%	100.0%

4. 代替養育を必要とする子ども数の推計値93人に3の分布率を反映

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0	0	7	7	0	7
3歳～就学前	0	6	14	13	1	20
学童期以降	0	21	45	43	2	66
合計	0	27	66	63	3	93

●措置・委託率

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	0.0%	30.0%	70.0%	65.0%	5.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	31.8%	68.2%	65.2%	3.0%	100.0%
合計	0.0%	29.0%	71.0%	67.7%	3.2%	100.0%



## 資料 2

### ケアニーズに着目した推計値の算出方法について

#### 1. 令和元年9月1日時点における代替養育を必要とする子ども数

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	2	2	2	0	6
3歳～就学前	1	13	3	1	17
学童期以降	0	42	13	2	55
合計	3	57	18	3	78

#### 2. ケアニーズ(次のア～キ)別の子ども数

- ア 子ども自身が里親委託を望んでいないので施設でのケアが適切と考えられる
- イ 発達上の支援課題(障害等)を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- ウ 医療的ケア上の課題を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- エ 心理的課題(家庭環境への拒否等)を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- オ 家庭復帰を予定しているため里親委託に変更するよりは、引き続き施設でのケアが適切と考えられる
- カ ア～オ以外の理由により施設でのケアが適切と考えられる
- キ ア～カのいずれにも該当せず、里親委託を検討する必要がある

##### ●3歳未満

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
オ	0	1	0	0	1
キ	2	1	2	0	5
合計	2	2	2	0	6

##### ●3歳～就学前

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
イ	0	3	0	0	3
オ	1	1	0	0	0
キ	0	9	3	1	12
合計	1	13	3	1	17

##### ●学童期以降

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
イ	0	11	0	0	11
オ	0	1	0	0	1
カ	0	9	0	0	9
キ	0	21	13	2	34
合計	0	42	13	2	55

3. 施設で暮らす子どものうち、「キ 里親委託が望ましい」年齢区分別・施設種別子どもの数

	乳児院	児童養護施設	合計
3歳未満	2	1	3
3歳～就学前	0	9	9
学童期以降	0	21	21
合計	2	31	33

4. 3を反映させた場合の代替養育を必要とする子ども数(※)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0	1	5	5	0	6
3歳～就学前	1	4	12	11	1	17
学童期以降	0	21	34	32	2	55
合計	1	26	51	48	3	78

※3で算出した数を1の乳児院及び児童養護施設の子どもの数から減じ、里親委託子ども数に加える

●年齢区分別・施設種別の分布率

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0.0%	1.3%	6.4%	6.4%	0.0%	7.7%
3歳～就学前	1.3%	5.1%	15.4%	14.1%	1.3%	21.8%
学童期以降	0.0%	26.9%	43.6%	41.0%	2.6%	70.5%
合計	1.3%	33.3%	65.4%	61.5%	3.8%	100.0%

5. 代替養育を必要とする子ども数の推計値93人に4の分布率を反映

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0	1	6	6	0	7
3歳～就学前	1	5	14	13	1	20
学童期以降	0	25	41	38	3	66
合計	1	31	61	57	4	93

●措置・委託率

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0.0%	14.3%	85.7%	85.7%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	5.0%	25.0%	70.0%	65.0%	5.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	37.9%	62.1%	57.6%	4.5%	100.0%
合計	1.1%	33.3%	65.6%	61.3%	4.3%	100.0%